

## 用語の説明

※太字ページにも用語説明有り。

※基本計画の掲載ページのみ記載。

### あ行

#### NGO

(66ページ)

Non-Governmental Organization の頭文字を取った略で、「非政府組織」と訳されている。NPOが非営利という点に注目しているのに対し、「非政府」という点に着目した言葉となっている。団体を見る視点が異なるだけで、基本的にはNPOと同じものと考えてよい。

#### NPO

(45, 52, 64, 67, 80ページ)

Nonprofit Organization の略で、「民間非営利組織」と訳されている。市民の自発性に基づき営利を目的とせず自立的・継続的に社会サービスを提供する団体。NPO法人、ボランティア団体、住民活動団体に限らず、自発性に基づいた社会的な活動を行う自治会・町内会、婦人会といった組織・団体を含み、法人格の有無を問わない。

### か行

#### 家族経営協定

(44, 52ページ)

農林漁業経営を担っている家族全員が、意欲と生きがいをもった魅力ある経営を目指して経営の目標や報酬・休日等の就業条件、経営移譲計画、生活上の諸事項について話し合い、取り決めたルールを文書で結ぶものである。

家族一人ひとりの役割と責任を明確にし、さらに意欲と能力が十分に発揮できる環境づくりが必要である。

#### 間接差別

(42, 43, 51ページ)

外見上は、性に中立的な規定、基準、慣行だが、他の性の構成員と比較して、一方の性の構成員に相当程度の不利益を与え、しかもその基準等が職務と関連性がない等合理性・正当性が認められないものを指す。

#### 企業の社会的責任(CSR)

(51, 52ページ)

企業の活動に、社会的公正や倫理、環境への配慮を取り入れ、消費者、従業員、地域社会に対し責任ある行動を取るという考え方。

#### キャリア教育

(28, 52ページ)

児童・生徒一人ひとりのキャリア発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために必要な意欲・態度や能力を育てる教育。児童・生徒一人ひとりの勤労観、職業観を育てる教育。

## 交通バリアフリー法

(78ページ)

(「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」  
平成12年5月17日法律第68号)

高齢者、身体障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性が増大していることにかんがみ、公共交通機関の旅客施設及び車両等の構造及び設備を改善するための措置、旅客施設を中心とした一定の地区における道路、駅前広場、通路その他の施設の整備を推進するための措置その他の措置を講ずることにより、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上の促進を図ることを目的とする。

## 高コレステロール血症 (hypercholesterolemia)

(69, 72ページ)

高脂血症のうち、血液中の総コレステロール値が高い (220mg/dL以上) タイプを指す。生活習慣による高脂血症の多くがこのタイプである。高脂血症は動脈硬化症を招く要因となり、脳梗塞や、心臓の冠動脈の血管が詰まる虚血性心疾患になりやすい。高血圧、糖尿病、肥満とともに「死の四重奏」と俗称される。

## 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

(平成18年法律第91号)

(78ページ)

高齢者、障害者等の自立した日常生活・社会生活の確保の重要性にかんがみ、公共交通機関の旅客施設・車両等、道路、路外駐車場、公園施設、建築物の構造・設備を改善する措置、一定の地区の旅客施設、建築物等とこれらの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の一体的な整備を推進する措置を講ずることにより、高齢者、障害者等の移動・施設利用上の利便性・安全性向上の促進を図り、公共の福祉の増進に資することを目的とする。

## 合計特殊出生率

(54ページ)

一人の女性が一生の間に平均して何人の子を産むかを示す数値。出産可能な年齢を15歳から49歳までとし、その年齢別出生率を合計し、女性が仮にその年齢別出生率のとおりに子どもを産んだ場合の平均出産数を計算したもの。

この率が2.08を下回ると将来、長期的には人口が減少する計算になる。

## 固定的な性別役割分担意識

(18, 25, 28, 30, 33, 35, 44ページ)

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいう。「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は、固定的な考え方により男性・女性の役割を決めている例である。

## さ行

## 社会的性別(ジェンダー)

(30, 31ページ)

人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会や文化によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」(ジェンダー/gender)という。

「社会的性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも広く使われている。

## 社会的性別(ジェンダー)の視点

(31ページ)

「社会的性別」が性差別、性別による固定的役割分担、偏見等につながっている場合もあり、これらが社会的に作られたものであることを意識していこうとするもの。この視点でとらえられる対象には、性差別、性別による固定的役割分担及び偏見等男女共同参画社会の形成を阻害すると考えられるものがある。

その一方で、対象の中には、男女共同参画社会の形成を阻害しないと考えられるものもあり、このようなものまで見直しを行おうとするものではない。

社会制度・慣行の見直しを行う際には、社会的な合意を得ながら進める必要がある。

## 周産期死亡率

(72, 73ページ)

【年間周産期死亡数】÷【年間出産数（出生数+妊娠満22週以降の死産数）】×1,000  
で算出。

WHOにより定められた「疾病及び関連保健問題の国際統計分類第10回修正」（ICD-10）では周産期を「妊娠満22週（154日）に始まり、出生後満7日未満で終わる。」と定義している。我が国では平成7年からこの基準を適用し、周産期死亡数を「妊娠満22週以後の死産数に早期新生児死亡数を加えたもの」と改正した。

なお、平成6年以前の周産期死亡は、妊娠満28週以後の死産と早期新生児死亡を合わせたものである。

## 女子差別撤廃条約（女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約）

(2, 3, 43ページ)

女子に対する差別が権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反し、社会と家族の繁栄の増進を阻害するものであるとの考えのもとに、各締約国が男女の完全な平等の達成を目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念としている。昭和54年（1979年）の第34回国連総会において採択され、日本は、昭和60年（1985年）に批准している。

## 女性のエンパワーメント

(39ページ)

直訳は「力をつけること」。女性が自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在となり、力を発揮、行動していくこと。

## 女性の健康等

(70, 71ページ)

平成6年（1994年）にカイロで開催された国際人口開発会議において提唱された概念で、原語では、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」。北京行動綱領においては、全てのカップルと個人が自分達の子どもの数、出産間隔ならびに出産する時を責任を持って自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、ならびに全ライフサイクルを通じて男性と女性が平等に、最高水準の性に関する健康を得る権利として盛り込まれ、今日、重要な人権の一つとして認識されるに至っている。日本では、この概念に相当する適当な訳語がまだないため、この計画では、「女性の健康等」と表記することとした。

## 人身取引(トラフィッキング)

(17, 23ページ)

「搾取の目的で、暴力若しくはその他の形態の強制力による脅迫若しくはこれの行使、誘拐、詐欺、欺もう、権力の濫用若しくは弱い立場の悪用又は他人を支配下に置く者の同意を得る目的で行う金銭若しくは利益の授受の手段を用いて、人を採用し、運搬し、移送し、蔵匿し又は収受することをいう。搾取には、少なくとも、他人を売春させて搾取すること若しくはその他の形態の性的搾取、強制的な労働若しくは役務の提供、奴隷若しくはこれに類す

る行為、隷属又は臓器摘出を含める。」ことを言う（『国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人、特に女性及び児童の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書（人身取引議定書）』第3条(a)）。世界中で毎年60万～80万人が人身取引の犠牲となっていて、その約8割が女性だと推定されている。

(U.S. Department of State, Trafficking in Persons Report 2005 より)

## セクシュアル・ハラスメント(性的嫌がらせ) (15, 16, 22, 23ページ)

男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会報告書「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」（平成16年3月）では、セクシュアル・ハラスメントについて、「継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動であり、それは、単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得るものである。」と定義している。

## 積極的改善措置(ポジティブ・アクション) (36, 39, 43, 51ページ)

男女が、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内で、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供すること。たとえば、審議会委員の女性登用のための目標値を設定し、計画的に取り組むことなど。

## 早世係数 (72ページ)

ある病気の全死亡件数に占める65歳未満の死亡件数の割合。

## 早世死亡数 (72ページ)

65歳未満の死亡件数。

## た行

## 多文化共生 (67, 68ページ)

国籍や民族などの異なる人々が互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

## 多様性(ダイバーシティ) (45, 51ページ)

属性（性別・年齢・国籍など）や価値観・考え方などの違いにかかわらず、一人ひとりが組織の中で個性や能力を発揮することができる環境をつくることで、個人も幸せになり、組織も活性化する。近年、企業の経営戦略として位置付けられるようになった。

## 団塊の世代 (45, 77, 80ページ)

昭和51年（1976年）、堺屋太一の小説『団塊の世代』に登場した言葉で、第二次世界大戦直後、昭和22年～24年（1947年～1949年）の第一次ベビーブームで生まれた世代を指す。この世代の人口ボリュームは、平成19年（2007年）で約669万人、平成24年（2012年）で約646万人と推計されている。（国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来人口推計（中位推計）2001年1月」）

## 短時間勤務制度 (39ページ)

育児、介護等を行う職員について、勤務から完全に離れることなく子育てや介護ができる

ようにするため、常勤職員のまま、1日の勤務時間を8時間より短縮し、又は1週間の勤務日数を5日より少なくすることができる制度。

## デートDV

(14ページ)

DVは決して大人だけの問題ではなく、デート中の若者の間でも様々な形の暴力が起こっており、セックスをきっかけに暴力が始まったり、本格化したりします。そのような親密な関係にある若者間の暴力を指し、アメリカでは「デートDV」と言う。(山口のり子著「デートDV防止プログラム実務者向けワークブック」より)

## DV(ドメスティック・バイオレンス)

(12, 13ページ)

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号。以下「DV防止法」という。)では、配偶者からの暴力を「配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下「身体に対する暴力等」という。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。」と定義している。

なお、内閣府においては、対象範囲に恋人も含むより広い概念として、夫・パートナーからの暴力」という用語を使用する場合もあるが、「夫」という言葉を用いているのは、女性が被害者になることが圧倒的に多いためである。

## な行

### 妊産婦死亡率

(72, 73ページ)

【年間妊産婦死亡数】÷【年間出産(又は出生)数】×100,000で算出。

妊娠中または妊娠終了後満42日未満の女性の死亡で、妊娠の期間および部位には関係しないが、妊娠もしくはその管理に関連した、又はそれらによって悪化した全ての原因によるものをいう。ただし、不慮又は偶発の原因によるものを除く。

## は行

### ハートビル法

(78ページ)

(「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」平成6年6月29日法律第44号)

本格的な高齢社会の到来を間近に控え、高齢者や障害者の自立と積極的な社会参加が望まれることから、不特定多数の者が利用する公共的性格を有する建築物を高齢者、身体障害者等が円滑に利用できるよう措置していく必要がある。このため、建築主への指導、誘導等の総合的措置を講じ、速やかに良質な建築ストックの形成を図ることを目的とする。

### ピア・エデュケーション(peer education)

(76ページ)

専門のトレーニングを受け、世代や生活環境が近似したピア・エデュケーターが、同世代の仲間に対し、エイズに関する基礎知識や予防法をはじめ、命の問題や、ともに生きることの大切さを伝えていくこと。

## PTSD(Post Traumatic Stress Disorder、心的外傷後ストレス障害)

(18, 19ページ)

地震・火災・交通事故などの強いストレスの後に起きる精神障害。

原因となる出来事(自然災害、人為災害、事故、暴行傷害、性暴力傷害など)にさらされた経験があり、その出来事が本人の意思とは関係なく様々な形で繰り返し体験されたり(再体験)、その出来事に関連する刺激や思考を回避したり、あるいは重要な活動への関心が薄くなったり孤立したと感じたり自分のことを建設的に考えられなくなったり(回避・精神麻痺)、また、眠りにくくなったり怒りっぽくなったり物音などに過敏に反応したりすること(覚醒昂進)である。かつ、これらが1ヶ月以上続く場合とされる。

1ヶ月以内は自然に回復する可能性が高いとされ、急性ストレス反応と呼んで区別される。(「アメリカ精神医学会 American Psychiatric Association、APA)「精神障害の診断と統計マニュアル」第4版 Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders、DSM-IV) )。

## 母性

(42, 43, 53ページ)

母性とは母としての性質であり、法で用いられる母性という語と倫理的意味の母性とは異なる。具体的には女性の妊娠、出産及び育児の機能の顕在化に着目した概念である。(「母子保健法の解釈と運用」監修 母子保健推進研究会)

また、女子差別撤廃条約(176ページ参照)の解釈については、「条約上の母性を保護することを目的とする特別措置とは、この条約の審議経過から、妊娠・出産及び産後の期間という限定的な期間における保護措置であって、妊娠・出産・哺育等に直接かかるものと解されています。」となっている。

(「改訂版 詳説 男女雇用機会均等法及び労働基準法(女子関係)」〔財〕女性職業財団)

## わ行

### ワーク・ライフ・バランス

(60ページ)

家庭等の個人生活との調和のとれた働き方。1980年代のアメリカで、主に女性社員の仕事と家事・育児等との両立を支援する取組から始まったが、1990年代に入り、社員の生産性の向上、優秀な人材の確保という観点から、年齢・性別・家族の有無等を問わず、広く社員全体を対象として取り組まれるようになった。

